

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果<75 条該当記録>（別紙一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の<訂正前のオンライン記録>（別紙一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 21 年 12 月 28 日

年金事務所の記録では、私の申立期間に係る標準賞与額が保険料に見合う標準賞与額よりも低くなっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初<訂正前のオンライン記録>（別紙一覧表参照）と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に<75 条該当記録>（別紙一覧表参照）に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（<75 条該当記録>（別紙一覧表参照））ではなく、当初記録されていた標準賞与額（<訂正前のオンライン記録>（別紙一覧

表参照)) となっている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳及び給料支払明細書によると、当該資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 4 件（別紙一覧表参照）

福井厚生年金事案566～569(別紙一覧表)

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	75条該当記録	訂正前のオンライン記録	標準賞与額
566	女	—	昭和52年生	—	37万2,000円	31万3,000円	35万6,000円
567	女	—	昭和53年生	—	36万2,000円	30万5,000円	34万6,000円
568	女	—	昭和52年生	—	35万2,000円	29万6,000円	33万7,000円
569	女	—	昭和62年生	—	26万円	21万9,000円	24万9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 7 月 20 日まで
私は、昭和 60 年 10 月から 62 年 7 月まで、A社の系列会社であったB社に勤務して厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 61 年 2 月 1 日から 62 年 7 月 20 日までについて、A社における申立人の雇用保険の加入記録が確認できるところ、当該A社は、「関係書類を保管しておらず勤務期間は不明であるが、申立人は正社員として勤務しており、当A社のグループ会社であるB社に出向していたと思われる。」旨を回答していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも上記期間において、A社に使用され、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該A社は、「申立期間当時、当A社は厚生年金保険法の適用事業所ではなく、申立人の給料から厚生年金保険料の控除はしていない。」旨を回答している上、オンライン記録によると、当該A社は、申立期間から数年後の平成 3 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の任意包括適用事業所として適用されており、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元上司及び同僚のうち一人は、「B社は、A社の系列会社であり、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給料から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨を供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた元上司及び同僚に係る申立期間当時の年金記録をみると、いずれも厚生年金保険の未加入期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月頃から 52 年 12 月頃まで
私は、A社に昭和 51 年 4 月頃から 52 年 12 月頃まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務実態について、当該事業所に照会を行ったところ、「当社に残っている人事記録を見ると、申立人は、当社のB営業所において、昭和 51 年 6 月 14 日から 53 年 4 月 25 日まで販売委託契約による販売員として勤務していた。」旨を回答していることから、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「販売委託契約による販売員は、完全歩合給制のため雇用契約には当たらず、社会保険の適用は行っていなかった。」旨を回答している上、申立人が名前を挙げた元上司及び同僚は、いずれも「当該事業所における販売委託契約者である期間は、厚生年金保険に加入しておらず、申立人は、販売委託契約者として勤務しており、厚生年金保険には加入していない。」旨を供述している。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る年金記録は、国民年金の被保険者期間となっており、当該期間は全て申請免除期間であることが確認できる上、上記の元上司及び同僚の当該事業所における販売委託契約者として勤務している期間の年金記録は、いずれも国民年金被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。